



石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

# 合併協議会だより

平成15年8月10日発行 No.7



暫定本庁舎となる石和町役場

## 第8回合併協議会開催

### 新市将来構想を承認

- 概要版を全戸配布し住民説明会へ -

7月29日、八代町総合会館で第8回合併協議会を開催し、新市の事務所の位置、議会議員の定数及び任期の取扱い、新市将来構想などが承認されました。

協議会では新市将来構想が承認されたことを受け、8月中に本構想の概要版を6町村の全戸に配布いたします。今後は、8月下旬から10月上旬にかけて各町村で行う住民説明会（日程等は4・5ページに掲載）において、本構想の内容とこれまでの合併協議結果について住民の皆様に報告しご意見を伺うこととなりますので、説明会への参加をお願いいたします。

市役所(本庁)は  
暫定的に石和町役場庁舎

新市の議会議員は  
定数30人に

# 第7回・8回合併協議会

平成15年7月10日・29日にそれぞれ第7回・8回合併協議会を開催しました。

新市の事務所（市役所庁舎）は、現在の石和町役場庁舎を暫定的に本庁として使用し、現在ある6町村役場庁舎は有効活用するため分庁舎及び支所として使用すること、議会議員の定数及び任期は、定数や在任の特例を適用せず、新市の定数である30人とし、合併後50日以内に設置選挙を行うことが承認されました。

新市将来構想は、各町村の首長及び議会議長で構成されている新市将来構想策定小委員会において原案を作成したもので、第7回合併協議会で原案を提示しました。その後、内容について各町村で検討し、一部修正が加えられほぼ原案どおり承認されました。

なお、今回の合併協議会で承認された項目は次のとおりです。



各家庭に配布される新市将来構想ダイジェスト版

## 承認された項目

（数字は協定番号）

### 4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は当分の間、暫定的に東八代郡石和町大字市部777番地（石和町役場）とする。

当面は、現行の庁舎を有効活用するため分庁舎方式とする。

(2) 現在の石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。

### 5 財産、公の施設の取扱い

6町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。

### 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会議員については、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、6町村の協議によりあらかじめ定める定数により、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例は適用しない。

(2) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けないこととする。

(3) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、6町村の協議により、あらかじめ定める新市の議会議員の定数については、30人とする。

### 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内の間において、引き続き新市の農業委員の選挙による委員として在任することとする。

(1) 在任定数は80名以内とする。

(2) 在任期間は平成17年8月31日までとする。

### 8 地方税の取扱い

(1) 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税における納税義務者・税率・課税標準については地方税法の取扱いにより現行のとおりとする。

(2) 都市計画税については目的税であるため、新市施行後において都市計画法土地利用計画に基づいて検討していくこととする。

(3) 納期の取扱いについては、次のとおりとする。

①個人住民税は、春日居町の例により、6月、8月、10月、1月とする。

②固定資産税は、石和町の例により、7月、9月、11月、2月とする。

③軽自動車税は、石和町、一宮町、八代町、境川村の例により、5月とする。

④その他の税については、現行のとおりとする。

## 26 財産区の取扱い

現在、財産区となっている恩賜林保護団体については、現在の財産区を単位とする財産区として新市に引き継ぐ。

また、財産処分協議に基づいて新たに財産区となるものも含め、財産区の保護区域、保護団体構成員等は現状のとおりとし、財産管理については当該財産区管理会に委任する。

## 30 商工観光事業（各種イベント等）の取扱い

イベントならびに消費宣伝・誘客事業については、原則として現状の内容を継続し、新市全体で実施する方が効果的なものについては、できる限り統一あるいは拡大できるよう新市において調整する。

## 31 商工業・観光振興の取扱い

- (1) 小口資金融資制度については、現行制度を継続し、内容については合併時に調整する。
- (2) 商工会については、一体的な商工業の振興を図るため、速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 観光協会については、現状どおり新市に引き継ぎ、新市の一体的な観光振興を図るため、協会の意向を尊重しつつ統合的な組織の設置について調整に努める。

## 32 温泉、保養施設の取扱い

温泉施設の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 施設については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。
- (2) 休館日は、各施設が同一とならないよう合併時に調整する。
- (3) 利用料及び営業時間については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 送迎については、当面現行のとおり行い、路線等について新市において検討を行う。
- (5) 運営委員会については、新市において新たに設置する。

## 37 上水道・簡易水道等の取扱い

上水道・簡易水道事業等は現行のまま新市に引き継ぐ。料金、加入金等は当面現行のとおりとし、新市において策定する事業計画に基づき統一を図る。

## 39 使用料及び手数料（産業・経済・建設関係）の取扱い

- (1) 農振証明書等、町村長の証明手数料は、新市の手数料徴収条例により調整する。

- (2) 現況証明書等の農業委員会長の証明手数料は、原則として徴収しない方向で調整する。

## 45 児童福祉の取扱い（その1）

- (1) 児童手当、児童扶養手当等、国、県等の制度に基づいて実施している事業については引き続き継続し、少子高齢化の進展に配慮し子育てしやすい環境づくりを整える。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- (3) エンゼルプランについては、新市において速やかに計画を策定する。

## 46 高齢者福祉の取扱い（その1）

高齢者福祉については、次のとおり調整する。

- (1) 介護慰労金支給事業については、年額60,000円に統一し実施する。
- (2) 在宅介護支援センターについては、合併時に統一し実施する。
- (3) 敬老祝金については、次のとおり統一し実施する。
  - 75歳以上87歳までは5,000円
  - 88歳以上99歳までは10,000円
  - 100歳以上は100,000円とする。

なお、新市移行後、高齢化状況をふまえて実施内容を検討する。

- (4) 長寿祝金については、境川村の例による。金額については、合併時に調整する。

## 62 体育施設の取扱い

学校体育施設及び社会体育施設の運営管理については現状どおり新市に引き継ぎ、使用時間や運営管理体制の基準の統一について新市において調整する。

## 63 使用料及び手数料（教育関係）の取扱い

教育関係施設使用料については現行のまま継続し、算定基準の統一化、施設の規模、内容に応じた適正料金について新市において調整する。

合併協議会は傍聴できます。会議の日程はインターネットのホームページをご覧ください。事務局に電話で問い合わせしてください。

なお、協議の内容は「合併協議会だより」に掲載しますが、会議録や協議会資料は事務局で閲覧できますし、ホームページでも公開しますのでご覧ください。

# 住民説明会

月	日	曜日	町村	対象地区	会場	時間
8	26	火	石和町	川中島	川中島公民館	19:30~21:30
				八田	八田公民館	
	28	木	石和町	東町	東町公民館	
				仲町	仲町公民館	
				西町	西町公民館	
29	金	石和町	窪中島	窪中島公民館		
			四日市場	四日市場公民館		
		御坂町	広瀬	広瀬公民館		
			藤野木・新田・立沢 戸倉・十郎	林業センター さくら公園研修室		
31	日	春日居町	鎮目	春日居町弓道場		
9	2	火	石和町	日之出	日之出公民館	
				下平井	下平井公民館	
				上平井	上平井公民館	
			御坂町	新上宿・坂野	新上宿公民館	
	道場・駒留・若宮	東部公民館				
	3	水	石和町	中川	中川公民館	
				山崎	山崎公民館	
				松本	松本公民館	
			御坂町	八反田・下黒駒	下黒駒公民館	
	金川原	金川原集落センター				
	4	木	石和町	駅前	駅前公民館	
				山岸	山岸公民館	
				唐柏	唐柏公民館	
			一宮町	新巻	新巻公民館	
			春日居町	下岩下	下岩下公民館	
	5	金	石和町	東高橋	東高橋公民館	
				今井	今井公民館	
				河内	河内公民館	
			御坂町	竹居	花鳥児童館	
				大野寺・二階	大野寺公民館	
			一宮町	塩田	塩田公民館	
			春日居町	徳条	徳条公民館	
	6	土	一宮町	坪井	坪井公民館	
			春日居町	国府	国府公民館	
	7	日	一宮町	下矢作	下矢作農事集落センター	
	8	月	春日居町	熊野堂	熊野堂下公民館	
	9	火	石和町	小石和	小石和公民館	
				向田	向田公民館	
砂原				砂原公民館		
春日居町	桑戸	桑戸公民館				
10	水	一宮町	未木	未木公民館		
11	木	石和町	井戸	井戸公民館		
			東油川	東油川公民館		
			恵比寿	恵比寿公民館		
		御坂町	尾山	尾山公民館		
			下野原	下野原公民館		
一宮町	東新居	東新居公民館				
12	金	石和町	全域	石和町スコレーセンター		
		一宮町	本都塚	本都塚公民館		
		春日居町	寺本	寺本公民館		
13	土	一宮町	小城	小城公民館		
		春日居町	別田	別田公民館		
14	日	春日居町	小松	小松公民館		

# 開催日程表

月	日	曜日	町村	対象地区	会場	時間
9	16	火	御坂町	蕎麦塚 八千蔵	蕎麦塚公民館 八千蔵公民館	19:30~21:30
			八代町	増田	増田営農センター	
	17	水	春日居町	加茂・枝郷	あぐり情報ステーション	
	18	木	御坂町	栗合 夏目原	栗合公民館 夏目原公民館	
			一宮町	神沢	神沢公民館	
	19	金	八代町	永井	永井集落センター	
	20	土	一宮町	竹原田	竹原田公民館	
	21	日	一宮町	南野呂	南野呂公民館	
	22	月	一宮町	金田	金田集落センター	
			八代町	米倉	米倉集落センター	
	24	水	御坂町	井之上 下井之上	井之上公民館 下井之上公民館	
			一宮町	中尾	中尾公民館	
	25	木	八代町	北	北公民館	
			御坂町	二之宮・県営団地 成田・下成田・国衛	二之宮公民館 成田公民館	
	26	金	一宮町	千米寺	千米寺公民館	
			八代町	南	八代町総合会館	
	27	土	御坂町	全域	農村センター	
			一宮町	金沢	金沢公民館	
	28	日	一宮町	地藏堂	地藏堂公民館	
	29	月	一宮町	狐新居	狐新居公民館	
八代町			高家	高家集落センター		
境川村			間門 大黒坂	間門公民館 大黒坂公民館		
30	火	一宮町	市之蔵	市之蔵公民館		
		八代町	岡	岡集落センター		
10	1	水	一宮町	北都塚	北都塚公民館	
			八代町	竹居	健康ふれあい館	
			境川村	上寺尾	上寺尾公民館	
				小山	小山公民館	
	2	木	一宮町	上矢作	上矢作公民館	
			境川村	藤袋	藤袋公民館	
				三柵	三柵公民館	
	3	金	一宮町	田中	田中公民館	
			八代町	奈良原	奈良原集落センター	
			境川村	大坪	大坪公民館	
	境	境公民館				
	4	土	一宮町	東原	東原公民館	
	5	日	八代町	全域	働く婦人の家	
	6	月	境川村	石橋	石橋公民館	
大窪				大窪公民館		
7	火	一宮町	国分	国分公民館		
		境川村	前間田	前間田公民館		
			原	原公民館		
8	水	一宮町	石	石公民館		
		境川村	小黒坂	小黒坂公民館		
			中寺尾	中寺尾公民館		
9	木	一宮町	北野呂	北野呂公民館		
10	金	一宮町	一ノ宮	一ノ宮公民館		
11	土	一宮町	土塚	土塚公民館		

# 新市の名称を募集します

募集期間 平成15年9月1日～9月30日

## 応募基準（応募にあたっては次の2項目を満たすこと）

- (1) 県内に現存している市町村名及び同市町村名を含む名称は使用しない。
- (2) 漢字、ひらがな又はカタカナのいずれかにより表記された名称

## 選定基準

- (1) 当地域が地理的にイメージできる名称
- (2) 当地域の歴史や文化にちなんだ名称
- (3) 当地域の特徴を表す名称
- (4) 住民の理想や願いにちなんだ名称
- (5) その他、新市名にふさわしい名称

## 選定方法

新市名称は、応募作品及び有識者が考案した作品の中から、合併協議会において決定します。

## 懸賞

- (1) 特賞（1名）  
応募作品のうち、応募数が最も多い名称を応募した方の中から抽選で「全国共通商品券10万円分」を差し上げます。
- (2) 優秀賞（10名以内）  
応募作品のうち、応募数が最も多い名称を応募した方で特賞にもれた方の中から抽選で「全国共通商品券一人につき1万円分」を差し上げます。
- (3) ロクちゃん賞（50名以内）  
応募者の中から抽選で「図書券一人につき2千円分」を差し上げます。

## くわしくは

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会事務局

電話 055 - 261 - 6291

FAX 055 - 261 - 6293

URL <http://www.office-gappei.jp>

## 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

## 応募方法

「専用応募はがき」「官製はがき」「封書」「ファックス」「ホームページ」にて受け付けます。

次の掲げる項目を必ず記入してください。

新市の名称（ふりがなも記入）とその理由

住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号

同一人の同一名称の応募は1点限り有効とします。

## 応募先

- (1) 持参の場合（締切当日到着有効）
  - ①石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町 各役場
  - ②石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会事務局
- (2) 郵送の場合（締切当日消印有効）  
〒406 - 0021  
山梨県東八代郡石和町松本1126  
石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会事務局
- (3) ファックスの場合（締切当日到着有効）  
FAX 055 - 261 - 6293  
（合併協議会事務局）
- (4) ホームページの場合（締切当日到着有効）  
URL <http://www.office-gappei.jp>  
（合併協議会事務局）

## 発表

合併協議会において、新市名称が決定された後、合併協議会だより、各町村広報紙及びホームページを通じて発表します。

## その他

応募された作品（名称）に関する一切の権利は、当協議会に帰属します。